

とよあけ防災アクションプラン

(豊明市地域強靱化計画における豊明市の具体的なアクション項目)



豊明市

とよあけ防災アクションプラン目次

1 とよあけ防災アクションプランの基本的事項.....	P. 1
2 とよあけ防災アクションプランアクション項目.....	P. 5

1 とよあけ防災アクションプランの基本的事項

位置づけ

豊明市地域強靱化計画における市の具体的なアクション項目を整理（市の行動計画）

実施期間

2026 年度（令和 8 年度）～2030 年度（令和 12 年度）

施策体系

豊明市地域強靱化計画の目標の実現に向けて 7 つの「対策の柱」、189 の「アクション項目」を設定

進捗管理指標

目標を伴う進捗管理指標 132 項目を設定

対策の柱

豊明市地域強靱化計画における 6 つの「対策目標」を踏まえ、対策の柱 1 から 6 を設定し、これに加えて、愛知県同様全ての対策目標に跨る豊明市の取組を位置づける対策の柱 7 を設定

対策の柱 1. 直接死を防ぐ

計画における対策目標 1「あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ」に対応する豊明市の取組です。地震動対策、火災対策など、直接死を防ぐための取組を実施します。

対策の柱 2. 迅速な人命救助を実施するとともに関連死を防止する

計画における対策目標 2「救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ」に対応する豊明市の取組です。

救助・救急活動の体制整備、医療・福祉機能維持、避難生活環境の確保など、救助・救急、医療活動及び避難生活環境の確保等により関連死を最大限防ぐための取組を実施します。

対策の柱 3. 必要不可欠な行政機能を確保する

計画における対策目標 3「必要不可欠な行政機能を確保する」に対応する豊明市の取組です。

警察機能の維持、豊明市の行政機能の維持など、災害時に必要不可欠な行政機能を確保するための取組を実施します。

対策の柱 4. 経済活動を機能不全に陥らせない

計画における対策目標 4「経済活動を機能不全に陥らせない」に対応する豊明市の取組です。

企業活動の継続、農業の維持など、経済活動を機能不全に陥らせないための取組を実施します。

対策の柱 5. 社会インフラの被害軽減と早期復旧を図る

計画における対策目標 5「情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる」に対応する豊明市の取組です。

情報の収集・伝達、電力や燃料の供給停止対策、上下水道施設の機能維持など、社会インフラの被害軽減と早期復旧を図るための取組を実施します。

対策の柱 6. 迅速かつ強靱な姿での復興を目指す

計画における対策目標 6「社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する」に対応する豊明市の取組です。

復興方針、復興体制の整備、災害対応・復旧復興を支える人材等の確保、災害廃

棄物対策、生活再建など、本市が被災した場合に、迅速かつ強靱な姿での復興を目指すための取組を実施します。

対策の柱 7. 人材育成・連携・新技術の活用によって地域防災力を高める

計画における全ての対策目標に跨る県の取組です。リスクコミュニケーション、人材育成、老朽化対策、産学官民・広域連携、デジタル活用など、地域防災力を高める取組を実施します。

(参考) 対策の柱、小分類、アクション項目数

対策の柱	小分類	アクション項目数	進捗管理指標
1 直接死を防ぐ	1-1 地震動対策	8	
	1-2 火災対策	4	
	1-3 豪雨・台風、洪水・高潮対策等	10	
	1-4 土砂災害等対策	6	
2 迅速な人命救助を実施するとともに関連死を防止する	2-1 救助・救急活動の体制整備	16	
	2-2 医療・福祉機能維持	9	
	2-3 避難生活環境の確保	17	
	2-4 物資・エネルギー対策	5	
	2-5 帰宅困難者等対策、観光客の安全確保	3	
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 警察機能の維持	6	
	3-2 行政機能の維持	14	
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 企業活動の継続	7	
	4-2 有害物質等の流出対策	4	
	4-3 農業の維持	2	
	4-4 農地等の維持	1	
5 社会インフラの被害軽減と早期復旧を図る	5-1 情報の収集・伝達	4	
	5-2 電力の供給停止対策	5	
	5-3 燃料の供給停止対策	4	

	5-4 上下水道施設の機能維持	5	
	5-5 交通ネットワークの機能維持	5	
	5-6 デマ等の拡散への対策	2	
6 迅速かつ強靱な姿での復興を目指す	6-1 復興方針、復興体制の整備	4	
	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等の確保	3	
	6-3 災害廃棄物対策	2	
	6-4 生活再建	16	
	6-5 広域・長期にわたる浸水対策	1	
	6-6 文化財の保護	2	
7 人材育成・連携・新技術の活用によって地域防災力を高める	7-1 リスクコミュニケーション	13	
	7-2 人材育成	6	
	7-3 老朽化対策	1	
	7-4 産学官民・広域連携	2	
	7-5 デジタル活用等	2	

2 とよあけ防災アクションプランアクション項目

対策の柱1 直接死を防ぐ.....	06
対策の柱2 迅速な人命救助を実施するとともに関連死を防止する.....	12
対策の柱3 必要不可欠な行政機能を確保する.....	22
対策の柱4 経済活動を機能不全に陥らせない.....	26
対策の柱5 社会インフラの被害軽減と早期復旧を図る.....	28
対策の柱6 迅速かつ強靱な姿での復興を目指す.....	33
対策の柱7 人材育成・連携・新技術の活用によって地域防災力を高める...	38

表記の注意事項

- ※ 複数の対策の柱、小分類に資するアクション項目は、原則として主たる対策の柱、小分類に記載しています。
- ※ ●は進捗管理指標で、2030年度までの目標を表示しています。目標達成年度が2030年度でない指標においては、目標達成年度を [] 内に表示しています。
- ※ 令和6年能登半島地震の課題検証を踏まえ、追加・拡充したアクション項目に★を付しています。

対策の柱 1 直接死を防ぐ

計画における対策目標 1 「あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。」に対応する市の取組です。地震動対策、火災対策など、直接死を防ぐための取組を実施します。

(1-1) 地震動対策

1. 住宅の耐震化の促進★

経済建設部都市計画課

住宅の耐震診断や耐震補強設計、耐震改修、除却の補助を行い、耐震化をより一層促進するとともに、住宅の段階的耐震改修や耐震シェルター整備への補助を行い、減災化を推進します。

また、耐震化・減災化について、市民への啓発活動を行います。

- 住宅の耐震化率 89.9%(2024)→耐震性が不十分な住宅を概ね解消 [2030]
- 木造住宅耐震改修費補助金又は非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金の交付 15件/年(2024)→現状維持 [2030]
- 住宅・建築物の耐震化に係る啓発活動（講座・講演会・研修会等）の実施 8件/年(2024)→現状維持 [2030]
- 木造住宅の耐震シェルター整備費補助金の交付 1件(2024)→15件 [2030]

2. 建築物の耐震化の促進★

経済建設部都市計画課

不特定多数の者や避難に配慮を必要とする者が利用する大規模建築物や、避難路沿道建築物等への耐震診断や耐震改修、除却の補助を行います。

- 要安全確認計画記載建築物の除却費補助金の交付 100%(2024)

3. 建築物の非構造部材等の耐震対策の促進

経済建設部都市計画課、市民生活部防災防犯対策課

県や関係団体と連携し、必要な情報提供等を行うことにより、建築物の天井、外装材等の非構造部材とブロック塀等の付属物の耐震対策を促進します。また、ブロック塀等の除却・改修等の補助を行うとともに、パトロールを実施し、所有者等への啓発活動を行います。

- ブロック塀等撤去事業費補助金交付件数 12件/年(2024)→20件/年[2030]

4. 公共施設の非構造部材等における適切な維持管理の推進

行政経営部企画政策課、公共施設管理課、教育部生涯学習課

公共施設の非構造部材等について、必要な技術的支援などを行い、適切な維持管理を推進します。

- 公共施設の耐震化率 100% (2018)
- 避難所等にもなる公立社会体育施設における構造体の耐震対策完了率 100% (2013)

5. 小・中学校施設の非構造部材等の耐震対策の促進

行政経営部公共施設管理課、教育部学校教育課

避難所となる小・中学校施設の体育館等の吊り天井や天井材、照明器具、内・外装等の非構造部材とブロック塀等の付属物の耐震対策を促進します。

- 豊明市立小中学校の建物（IS 値 0.7 未満）の耐震化率 100% (2018)

6. 危険な空き家の除却等への支援

経済建設部都市計画課

危険な空き家の除却や空家等対策計画の策定を推進します。

- 除却を促進すべき特定空家等の軒数 2 件 (2024) → 1 件 [2030]
- 空家解体費補助金の交付 6 件 (2024) → 26 件 [2030]

7. 家具等の転倒防止対策の促進

経済建設部都市計画課、健康福祉部地域社会課、長寿課

家具固定ボランティアの養成や民間事業者と連携した啓発活動などを通じて、家具等の転倒防止対策を促進します。

- 家具の固定率（全国） 36.0% (2022) → 60.0% (2035)

8. 緊急地震速報受信システムの設置及び活用訓練の実施

教育部学校教育課

各小・中学校において、緊急地震速報受信システム（高度利用緊急地震速報発報端末）を設置し、システムを利用した避難訓練を実施します。

(1-2) 火災対策

1. 狭隘道路の解消

経済建設部土木課、都市計画課

迅速な消火活動を推進するため、狭隘道路の解消に向け取り組みます。

- 狭あい道路改善に係る後退用地及び隅切り用地の寄付

0 件／年(2024)→随時受付 [2030]

2. 市街化区域内の公園緑地の維持

経済建設部都市計画課

火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保するため、市街化区域内の公園緑地を適切に維持します。

3. 感震ブレーカーの普及啓発等

市民生活部防災防犯対策課

関係団体・企業・行政機関と連携し、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及啓発を行い、地震発生時の住宅火災発生を抑制を図ります。

4. 耐震性貯水槽始め消防水利確保の支援

市民生活部防災防犯対策課

消防力の強化を促進するため、耐震性貯水槽の整備を図ります。

- 耐震性貯水槽の整備状況 80 基(2024)→85 基(2030)

(1-3) 豪雨・台風、洪水・高潮対策等

1. 流域治水に基づく河川等改修の推進

経済建設部土木課

風水害から市民の生命と財産を守るため、築堤・河道掘削等の県が実施する河川改修に協力します。

- 総合治水対策基本計画に伴うため池等の改修
1 箇所(2024)→5 箇所(2029)
- 防災調整池の設置 0 箇所(2025)→1 箇所(2026)

2. 特定都市河川流域での取組の促進

経済建設部下水道課

都市化された宅地等の面積増加に伴う雨水流出による浸水被害を防止・軽減するため、貯留浸透施設整備への補助を行い、整備を促進します。

- 都市浸水被害対策（特定都市下水道計画） 0% (2024)→33% (2030)
- 浸水対策施設の設置 0 箇所(2024)→1 箇所(2029)

3. 立地適正化計画策定の推進

経済建設部都市計画課

災害に強いまちづくりをコンパクトプラスネットワークの形成と合わせて推進していきます。

4. 緊急的な一連区間の河道浚渫

経済建設部土木課

氾濫発生危険性の高い一連区間の県が行う浚渫・樹木伐採に協力していきます。

- 市が管理する河川の計画的な浚渫等の進捗率（計画予定年度：2020～2024）
100%（2024）

5. 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の促進

市民生活部防災防犯対策課、健康福祉部地域福祉課、長寿課

「水防法」に基づき指定した浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域）において、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等を促進します。

6. 農業用ため池の耐震診断の実施

経済建設部土木課

決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれのある農業用ため池について、県が行う耐震診断の実施に協力します。

7. 農業用ため池の整備

経済建設部土木課

決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれのある農業用ため池について、県の行う耐震対策、豪雨対策及び老朽化対策に協力していきます。

- 防災重点ため池の耐震化率 69%（2024）→100%（2030）
- 勅使池、若王子池の耐震化 1箇所（2024）→2箇所（2028）
- 農業用ため池の改修 0箇所（2024）→1箇所（2027）

8. 農業用排水機場の整備

経済建設部土木課

異常気象等の発生による浸水の防止及び地震後の地域の排水機能確保のため、県が行う整備に協力していきます。

- 排水機場遊水池の浚渫 1箇所（2024）→2箇所（2026）
- 大久伝排水機場の老朽化に伴う更新 0箇所（2024）→1箇所（2025）

- 3 排水機場の遠方監視制御設備の改修 3 箇所(2024)
- 湛水防除事業の進捗状況 0%(2025)→100%(2026)

9. 農地の多面的整備の推進

経済建設部土木課

多面的支払交付金等により地域の共同活動を支援するとともに、田んぼダム治水対策事業により水田の貯留機能を向上させる農地整備を推進します。

- 田んぼダムの実施筆数 24 筆(2024)→107 筆(2029)

10. 住宅・建築物の瓦屋根の耐風対策の促進

市民生活部防災防犯対策課

住宅・建築物の瓦屋根の耐風対策の啓発活動を行います。

(1-4) 土砂災害等対策

1. 土砂災害防止法に基づく基礎調査の推進

市民生活部防災防犯対策課、経済建設部土木課

地震及び風水害により発生する土砂災害の危険がある区域を明らかにするため、県が行う土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査実施に協力していきます。

2. 土砂災害危険箇所の施設整備の推進

経済建設部土木課

地震及び、風水害により発生する土砂災害を防止するため、県が行う急傾斜地崩壊防止施設等の施設整備及び、土砂・洪水氾濫対策施設等の整備に協力していきます。

※施設整備箇所数：土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の箇所数の合計

3. 住宅・建築物の土砂災害対策の促進

市民生活部防災防犯対策課

住宅・建築物の土砂災害対策について所有者等への啓発活動を行います。

4. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の支援

市民生活部防災防犯対策課

「土砂災害防止法」に基づき指定した土砂災害警戒区域において、地域防災計

画に定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を推進します。

5. 土砂災害防災情報提供の充実

地震及び風水害により発生する土砂災害に対する警戒避難活動を支援するため、土砂災害監視システムの維持を適切に行います。

6. 大規模盛土造成地における宅地の耐震化の促進

経済建設部都市計画課

県が行う大規模盛土造成地における宅地耐震化推進事業に協力していきます。

- 大規模盛土造成地分布図の公表率 100% (2018)
- 大規模盛土造成地等における地盤調査等の実施 0 箇所 (2024) → 1 箇所 (2029)

対策の柱2 迅速な人命救助を実施するとともに関連死を防止する

計画における対策目標2「救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ」に対応する市の取組です。

救助・救急活動の体制整備、医療・福祉機能維持、避難生活環境の確保など、救助・救急、医療活動及び避難生活環境の確保等により関連死を最大限防ぐための取組を実施します。

(2-1) 救助・救急活動の体制整備

1. 緊急消防援助隊の受援体制の強化

市民生活部防災防犯対策課、尾三消防本部指令課、消防課

南海トラフ地震等の大規模災害発生時に緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、尾三消防本部とともに豊明市文化会館における緊急消防援助隊活動拠点の運用に協力していく。

- 消防指令システムの更新整備 0% (2020) → 100% (2025)
- 消防指令システムの更新整備率 0% (2028) → 100% (2029)
- 消防無線設備の更新整備率 0% (2028) → 100% (2029)
- 消防車両・資機材の更新整備 (各消防署・出張所) 2件 (2024) → 4件 (2025)
- 消防車両・資機材の更新整備 (尾三消防本部特別消防隊)
0件 (2024) → 2件 (2028)

2. 救助活動を行う消防団員の災害対応力の強化

市民生活部防災防犯対策課

災害時に救助・救急活動を行う消防団員に対し、普通救命講習・災害対応講習等を実施して災害対応力を強化します。

- 消防団を対象とした水防工法訓練の実施
開催なし (2024) → 1回/年 (2030)

3. 消防団が活用する救出救助資機材等の整備の推進

市民生活部防災防犯対策課

消防団が活用する被災者等の救出救助活動及び行方不明者の搜索活動用資機材や救助作業資機材の整備・更新・高度化を推進します。

- 消防団員への高視認性雨衣及び高視認性防寒衣の配備
0% (2024) → 50% (2030)

4. 救出救助を担う機関との連携強化

市民生活部防災防犯対策課

災害時に救出救助活動を担う各機関との防災訓練や平常時からの顔の見える関係づくりを通じて、救出救助機関相互の一層の連携強化を図ります。

5. 防災活動拠点の見直し、確保

市民生活部防災防犯対策課

災害時における拠点指揮運用機能を確保するとともに、緊急消防援助隊、自衛隊等のベースキャンプ用地や、支援物資の受け入れ、県内全域への供給に必要な物資ターミナルを設けることにより県内全域の災害応急活動を後方支援する広域防災拠点の整備をはじめ、豊明市受援計画に基づき、南海トラフ地震等の大規模地震発生時に応援部隊や物資の広域的な応援を受け入れるため、防災拠点の確保を図ります。

- 豊明市の受援に関する計画の策定状況 策定済み(2024)→適宜見直し

6. 消防団の施設・設備の充実・強化★

市民生活部防災防犯対策課

消防団の車両設備の整備を実施するとともに、消防団拠点施設（詰所）の設備の充実等を促進します。

7. 消防団員の参集状況を把握するシステムの構築

市民生活部防災防犯対策課

消防団員の参集状況を把握し、参集状況の可視化を図るため、消防団の参集メールサービスの活用を促進します。

8. 消防団員の確保

市民生活部防災防犯対策課

あいち消防団の日を中心に普及啓発を行い、消防団に対する理解を深めるとともに、消防団員の確保対策を推進します。

- 消防団員の定員の充足率 79%(2024)→90%(2030)

9. 学生への消防団加入促進活動の実施

市民生活部防災防犯対策課

学生への消防団加入促進活動を実施します。

また、県内の各大学及び各市町村に対し働きかけを行います。

10. 消防団と地域コミュニティ等の連携の促進

市民生活部防災防犯対策課

「大規模災害時における消防団の活動マニュアル」の策定を図ります。

11. 地域ぐるみの消防団支援の促進

市民生活部防災防犯対策課

消防団員優遇制度（割引等）の導入を推進します。

また、事業所の消防団活動に対する理解を図るため、消防団協力事業所表示制度を推進します。

12. 交通管制施設の整備の推進

経済建設部土木課

緊急交通路の確保を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるよう計画的に設備整備を推進します。

●狭あい道路改善に係る後退用地及び隅切り用地の寄付

0 件／年(2024)→随時受付 [2030]

13. 交通対策資機材の整備の推進

経済建設部土木課

大規模災害時における緊急交通路の確保を始めとする交通規制を確実に担保するため、交通対策資機材の整備を推進します。

14. 避難場所等となる公園緑地の維持

経済建設部都市計画課

避難場所等となる都市公園を適切に維持します。

15. 災害対策用ドローン（小型無人機）の活用

市民生活部防災防犯対策課

災害発生時に、災害対策用ドローンを活用することで安全かつ迅速に被害状況を把握し、復旧対策の早期実施につなげます。

16. 防災協力農地の取組の支援

経済建設部農業政策課

災害時に防災協力農地として利用できる都市農地の確保を図るため、都市農業の振興に関する地域計画の策定を推進します。

(2-2) 医療・福祉機能維持

1. 災害時における医療機能の確保・充実等

健康福祉部健康推進課

地域の医療状況の把握のため、有事における医師会との連絡体制を確保し、平時より訓練を実施します。

●安心して医療機関を受診できる環境が整っていると思う市民の割合
81.2%(2024)→84.2%(2030)

●医療や介護の環境が整っており、誰もが安心して暮らせるまちだと思ふ市民の割合
73.2%(2024)→79.6%(2031)

2. 社会福祉施設等の機能維持★

健康福祉部地域福祉課、長寿課

災害発生時に、適切な支援につなげられるよう、社会福祉施設等の被災状況や支援ニーズ等を取りまとめる体制や関係機関との連絡・連携の方法等について検討を進め、社会福祉施設等の機能維持を図ります。

●医療や介護の環境が整っており、誰もが安心して暮らせるまちだと思ふ市民の割合
73.2%(2024)→79.6%(2031)

●高齢者施設の改修の実施
0件(2025)→2件(2026)

3. DMAT 活動体制の確保

健康福祉部健康推進課

DMAT 等医療チームによる円滑な活動のため受援体制を構築します。

4. 災害時の医薬品等安定供給確保体制の整備

健康福祉部健康推進課

有事における薬剤等の確保のため、薬剤師会との協定を締結し、体制整備を図ります。

5. 災害時の公衆衛生活動体制の強化

健康福祉部健康推進課

県や保健所と協力し、保健活動の強化を図るため、受援体制の整備を図ります。

6. 入院患者や透析患者等の搬送手段の確保

介護タクシー事業者との協定により、避難や転院搬送、人工透析患者を含めた被災者の転院搬送や避難が円滑に行える体制を整備します。

7. 社会福祉施設の非常用電源確保の促進

要配慮者に関わる社会福祉施設における発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源の確保を促進します。

8. 社会福祉施設の耐震化等の支援

健康福祉部地域福祉課、長寿課

社会福祉施設の耐震化を促進します。

- 高齢者施設の改修の実施 0 件(2025)→2 件(2026)

9. 災害時要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備

市民生活部防災防犯対策課

協定の締結などにより、災害時要配慮者※の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図ります。※要配慮者:高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方。

- 福祉避難所として災害時の要配慮者の受入れに関する協定を締結した社会福祉施設 11 施設(2024)→15 施設(2030)

(2-3) 避難生活環境の確保

1. 避難所の円滑な運営等に関する支援

行政経営部公共施設管理課、市民生活部防災防犯対策課、教育部学校教育課、学校給食センター

災害時に被災者が、衣食住に関して健康で安全に生活するために必要な指標となるスフィア基準等を踏まえた避難所の適切な設置・運営等がされるよう、豊明市避難所運営マニュアルの見直しを行い、マニュアルの内容の普及を図るとともに、地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取組を推進します。

また、学校給食センターの統合再整備等、温かい食事を提供できるよう体制を整備します。

- 教室や体育館は使いやすく居心地が良いと思う子どもの割合
85.4%(2024)→89.1%(2031)
- 燃料タンク等を整備した避難所等の社会的重要インフラの割合
0 箇所(2024)→2 箇所(2030)
- スフィア基準を満たす避難所を設置するために必要となるトイレの数量
200 基(2024)→220 基(2030)
- スフィア基準を満たす避難所を設置するために必要となるベッドの数量

366基(2024)→400基(2030)

- 温かい食事を提供するほか、発災直後からスフィア基準を満たす避難所の割合 0%(2024)→100%(2035)
- 避難所運営マニュアル・福祉避難所運営マニュアルの整備
整備済み(2018)→適宜見直し

2. 指定避難所の指定の促進

市民生活部防災防犯対策課

指定避難所のさらなる確保推進します。

3. 中学校体育館等への空調設備の設置促進

行政経営部公共施設管理課、教育部学校教育課

中学校体育館等への空調設備の設置を促進します。

- 指定避難所となる公立小中学校校舎における空調設備の整備率
普通教室 100%(2025)、特別教室 0%(2025)→100%(2030)
- 指定避難所となる公立小中学校体育館における空調設備の整備率
100%(2026)

4. 男女共同参画の視点を取り入れた災害支援体制の整備

市民生活部防災防犯対策課、共生社会課

男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について明確にし、防災担当部局と連携を図るよう努めます。

5. 災害時要配慮者の避難生活の支援

市民生活部防災防犯対策課、健康福祉部地域福祉課、長寿課、こども保育課

福祉避難所等に必要な災害時要配慮者生活支援資機材等の整備を推進します。

- 避難所運営マニュアル・福祉避難所運営マニュアルの整備
整備済み(2018)→適宜見直し
- 福祉避難所開設訓練(搬送訓練を含む。)の実施
1回/年(2024)→現状維持

6. 災害時要配慮者の避難所としてのホテル・旅館等の活用

市民生活部防災防犯対策課

職員等に対して、ホテル・旅館等の活用や、被災時における支援の在り方等を周知します。

7. DPAT の活動体制の確保

大規模災害時に精神科医療の提供や被災者の心のケア活動等が実施できるよう、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の養成及び質の向上を図ります。

8. 消毒等防疫対策の整備

健康福祉部健康推進課、経済建設部環境課

消毒等防疫体制の整備を図ります。

- 消毒液等の備蓄状況 60 リットル(2024)→100 リットル(2030)
- 市域の消毒など防疫・衛生環境確保のための資機材の整備
2 式(2024)→2 式(2030)

9. 災害時保健師活動体制の整備の促進

健康福祉部健康推進課

災害時保健師初動体制構築訓練（情報伝達訓練等）及び会議・研修に参加します。

- 保健師災害初動時情報伝達訓練への参加（県が年 1 回実施）
参加を継続

10. 保健師等による避難所等の支援体制の整備

健康福祉部健康推進課

瀬戸保健所と市が相互に協力し、迅速・適正・効果的に保健活動を展開するために、会議・研修等を実施します。

- 保健師災害初動時情報伝達訓練への参加（県が年 1 回実施）
参加を継続

11. 「愛知県災害時歯科保健医療活動ガイドライン」に基づく体制整備

健康福祉部健康推進課

「愛知県災害時歯科保健医療活動ガイドライン」に基づく体制整備（会議・研修等）に参加します。

12. 「愛知県大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドライン」に基づく体制整備

健康福祉部健康推進課

「愛知県大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドライン」に基づく体制整備（会議・研修等）に参加します。

13. ペット同行避難体制の整備★

市民生活部防災防犯対策課、経済建設部環境課

ペット資機材の整備をするとともに、ペット同行避難対策推進マニュアルの作成、ペットに関する防災啓発、民間事業者との連携などにより、ペットを連れた避難者が安心して生活することのできる環境の整備を推進します。

14. 避難行動要支援者の支援体制の整備の促進

市民生活部防災防犯対策課、健康福祉部地域福祉課、長寿課

避難行動要支援者※名簿の作成、個別避難計画の作成、福祉避難所の設置を推進します。

※避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方。

- 障がい者が地域で安心して暮らしていると思う市民の割合

55.4%(2024)→62.4%(2031)

- 避難行動要支援者名簿の登録者数 2,669人(2024)→883人(2031)※

2024 要件見直しを実施

- 高齢者が地域で安心して暮らしていると思う市民の割合

66.3%(2024)→71.7%(2031)

- 避難行動要支援者の個別避難計画の作成率 0%(2024)→100%(2035)

15. 避難所外避難者への対策の促進★

市民生活部防災防犯対策課

在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者に食料、物資及び医療などの情報を提供できるよう、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」への考え方の転換にも適切に対応し、豊明市避難所運営マニュアルの見直しを行うとともに、マニュアルの内容の普及を図ります。

また、備蓄計画に基づく、在宅・車中泊避難者に対する食料の整備等や避難所外避難者への対策を促進するとともに、避難所外避難者への支援の重要性について啓発します。

- 避難所運営マニュアルにおける避難所外避難者支援に係る記載

整備済み(2018)→適宜見直し

16. 衛生的なトイレの確保★

行政経営部公共施設管理課、市民生活部防災防犯対策課、経済建設部下水道課、環境課、教育部学校教育課

避難所等において使用するトイレカーなどの移動式トイレの整備等を推進し、

衛生的なトイレの確保を図ります。

- マンホールトイレ設置数 55基(2024)→60基(2025)
- 中学校の校舎トイレ改修の進捗状況 100%(2023)
- 指定避難所となる公立小中学校体育館におけるトイレの洋式化の整備完了率
54.5%(2025)→100%(2030)
- 指定避難所となる公立小中学校校舎におけるトイレの洋式化の整備完了率
0%(2025)→100%(2030)
- トイレカーの整備 5台(2025)

17. 広域避難に関する取組の推進

市民生活部防災防犯対策課、

自治体間の災害時応援協定に基づく広域避難の枠組みが円滑に進められるよう、実効性を高める取組を実施します。

また、市町村が実施する広域避難に関する取組を支援します。

- 災害時の応援協定締結自治体数 35自治体(2024)→35自治体(2030)

(2-4) 物資・エネルギー対策

1. 初動時に必要な災害救助用備蓄物資の確保

市民生活部防災防犯対策課

市があらかじめ購入・備蓄する災害救助用物資について、本市被害予測調査の結果等を踏まえ、発災直後に必要となる物資の品目・数量を精査し、充実・確保を図ります。

2. 食糧・生活必需品確保のための耐震性備蓄倉庫の整備の促進

市民生活部防災防犯対策課

食料や生活必需品を確保するため、耐震性備蓄倉庫の整備を支援し、備蓄力の強化を促進します。

また、民間企業との協定を締結し、必要物資の確保に努めていきます。

- 非常用食料備蓄目標達成率（豊明市地域防災計画に基づく）
87.2%(2024)→100%(2030)
- 非常用飲料水備蓄目標達成率（豊明市地域防災計画に基づく）
90.9%(2024)→100%(2030)

3. 食糧及び生活必需品の備蓄計画に基づく物資の調達体制の整備

市民生活部防災防犯対策課

本市被害予測調査結果を踏まえ、調達協定の締結等による民間調達先のさら

なる確保及び民間からの円滑な調達スキームの構築を行うため、災害時における協力等に関する協定締結事業者との連絡を密にし、情報共有及び連携強化を図ります。

4. 災害時の物流体制の強化★

市民生活部防災防犯対策課

令和6年能登半島地震等における被災地の状況や、大規模地震応急対策対処方針等を踏まえ、豊明市受援計画の実効性を高め、南海トラフ地震を見据えた災害時の物流体制を強化します。

5. 家庭内備蓄の促進

市民生活部防災防犯対策課

防災講話・おう等による講師派遣や防災パンフレットの配布、イベント等を通じて、災害時に備えて、各家庭で可能な限り1週間分程度、最低でも3日分程度の食料及び飲料水を備蓄し、災害発生時にはそれを避難所へ持参していただくよう呼びかけます。

●地域の自主防災組織等への防災出前講座の実施

43回／年(2024)→50回／年(2030)

(2-5) 帰宅困難者等対策、観光客の安全確保

1. 帰宅困難者等支援対策の推進★

市民生活部防災防犯対策課

「むやみに移動を開始しない」行動指針の周知・広報や、「徒歩帰宅支援ステーション」の拡充に取り組みます。

●徒歩帰宅支援マップの作成の更新 作成済み(2024)→適宜見直し

2. 観光客に対する災害時の安全の確保★

経済建設部産業支援課

観光客に対する災害時の安全確保の促進を図ります。

3. 訪日外国人旅行者向け安全確保策の推進

市民生活部防災防犯対策課、共生社会課、経済建設部産業支援課

訪日外国人旅行者に対し、災害発生時に的確な情報を伝達することができるよう、訪日外国人旅行者を対象に、観光庁の「Safety tips」や愛知県の多文化共生Webサイト「あいち多文化共生ネット」などの周知を取り組みます。

●南海トラフ地震臨時情報発表時におけるやさしい日本語や多言語による情報
発信 0回(2024)→1回(2030)

対策の柱3 必要不可欠な行政機能を確保する

計画における対策目標3「必要不可欠な行政機能を確保する」に対応する県の取組です。

警察機能の維持、県・市町村の行政機能の維持など、災害時に必要不可欠な行政機能を確保するための取組を実施します。

(3-1) 警察機能の維持

1. 被災者等に対する警察安全相談等の体制の案内・周知の充実

被災者等に対する警察が実施する警察安全相談等の体制の案内・周知を図ります。

2. 被災地域における地域安全活動の推進

市民生活部防災防犯対策課

地域安全情報を提供するための手段、配信先等について、随時、検討・見直しを行います。

また、自主防災組織や地域安全パトロール隊等が地域安全活動に取り組むための効果的な支援について、随時、検討・見直しを行います。

- 防犯ボランティアの団体数 71 団体(2024)→現状維持(2030)
- いつまでも住み続けられる、安全で快適なまちだと思える市民の割合 75.2%(2024)→81.0%(2031)
- 防犯対策(交通・街灯・防犯カメラ・地域の見守り等)が整っており、治安が良いと思える市民の割合 49.0%(2024)→57.2%(2031)

3. 災害へ対応する各種システムの整備、訓練の推進

警察と市との間で、被害情報を早期に情報共有するための通信システムを整備します。

4. 行方不明者相談体制の整備

行方不明者に関する相談対応を迅速に実施するため、臨時電話回線、電話機及びデータの集約整理機器等の整備の検討を行うとともに、検証訓練を実施します。

5. 検視・身元確認体制の整備の推進

警察が実施する検視・身元確認のための場所の提供や資機材の整備を推進します。

また、警察と連携した多数遺体取扱訓練を実施します。

6. 遺体の処置体制の確保

死者の尊厳や遺族の心情等に配慮がなされるよう、棺や死体袋の確保を始めとする適切な処置が実現できる体制を整備します。

(3-2) 市の行政機能の維持

1. 市役所庁舎等の燃料、物資や資機材の調達体制、配備状況の見直し

市民生活部総務課、防災防犯対策課

全庁的な燃料、物資や資機材の配備状況について、毎年度確認を実施します。発災時の燃料、物資や資機材の調達に係る各種協定について、協定先へ連絡先や手段の確認を行うなど、毎年度その実効性について確認します。配備状況の見直しや業者の優先順位の事前調整等を推進します。

- 市役所における非常用発電設備の稼働可能時間（最大）

約 11 時間(2024)→72 時間(2026)

- 経年劣化、耐用年数、使用期限のきた災害備蓄資機材の更新

0%(2024)→5%(2030)

2. 参集時の物資・資材の確保

参集時の職員用の食事、飲料水について、毎年度備蓄状況を確認しつつ、十分な量を確保します。

3. BCP の策定・改善・実効性確保の支援

市民生活部防災防犯対策課

市の業務継続計画に関する担当職員向けの研修や個別相談を実施します。また、計画や研修の見直し等を実施します。

- 豊明市業務継続計画の策定及び見直し 改定(2020)→適宜見直し

4. 受援体制の整備★

市民生活部防災防犯対策課

国や県、他市町村からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備します。また、受援計画の見直しや資機材を整備し、他市町村間の応援協定の締結や受援体制の整備を推進します。

- 豊明市の受援に関する計画の策定状況 策定済み(2024)→適宜見直し

5. 発災時の職員のメンタルヘルスキアの体制の確保

行政経営部秘書広報課

発災時の職員支援の方法を定めているマニュアルについて、必要に応じて見直しを行います。

また、発災時に災害対応業務にあたる職員に対し、メンタルヘルスキアを実施する体制を確保し、必要に応じて見直しを行います。

6. 地震の発生を前提とした通信設備の運用

市民生活部防災防犯対策課

防災訓練等を通じ、通信機器等の操作方法の習熟を図ります。

7. 防災部門機能の充実・強化

市民生活部防災防犯対策課

地震防災対策に係る調査・研究体制及び災害応急対策を専門的に実施する体制を充実するとともに、専門的職員を含めた人員の確保を図ります。

8. 防災拠点となる公共施設等の老朽化対策の推進・促進

行政経営部企画政策課、公共施設管理課、健康福祉部こども保育課

避難所となる施設や庁舎・消防団詰所など災害対策の拠点となる施設など、防災拠点となる公共施設等の老朽化対策を推進・促進します。また、国や県による財政的・技術的な支援措置の拡充・恒久化への働きかけを行います。

●豊明市立保育園の建物（IS 値 0.7 未満）の耐震化率 100% (2015)

9. 被災時における公共施設の継続使用に係る体制の整備

施設管理者

講習会等の実施・参加により、公共施設の管理者が、管理する施設の応急危険度判定を自ら実施するための体制を整備します。

10. 高度情報通信ネットワークの運営

市民生活部防災防犯対策課

県が整備する防災行政無線網の適切な維持管理及び運用を行い、県、市町村、防災関係機関における防災行政情報の円滑かつ効率的な疎通を図ります。

また、現行の高度情報通信ネットワークを更新し、次世代高度情報通信ネットワークに県とともに整備します。

11. 地域衛星通信ネットワークによる衛星通信網の確保

市民生活部防災防犯対策課

県とともに整備した、高度情報通信ネットワークで構築された地域衛星通信ネットワークにより、地上系の防災行政無線網を補完する衛星通信網を確保し、災害対応力の強化を図ります。

12. 情報伝達手段の多重化・多様化の促進

市民生活部防災防犯対策課

災害時の情報収集・伝達体制の強化のため、災害情報の伝達手段の多重化・多様化を促進します。

- 同報系防災行政無線の整備状況 整備完了(2020)→更新整備(2030)
- 移動系防災行政無線の整備・更新 別システムへの更新(2025)

13. 全国瞬時警報システム（Jアラート）の運用

市民生活部防災防犯対策課

Jアラート（全国瞬時警報システム）を適切に運用し、市民や職員等に緊急情報を速やかに伝達し、的確な初動体制を図ります。

14. 災害応急体制の見直し

市民生活部防災防犯対策課

現行の災害対策本部の体制や避難所設置要員の制度の見直しなど、災害応急対策に従事する人的資源の最適化、選定及び登録等の効果的、効率的な運用体制の充実を図ります。

対策の柱 4 経済活動を機能不全に陥らせない

計画における対策目標 4「経済活動を機能不全に陥らせない」に対応する市の取組です。

企業活動の継続、農業の維持など、経済活動を機能不全に陥らせないための取組を実施します。

(4-1) 企業活動の継続

1. 中小企業の BCP 策定の促進★

経済建設部産業支援課

BCP 策定の重要性を経営者層へ直接訴えるセミナーへの参加を呼び掛けるとともに、県等が実施する BCP 策定支援への協力をします。

- 企業への BCP に関する啓発、情報提供等 1 回／年→2 回／年

2. 建築物の耐震化による事業継続の取組の促進★

建築物の耐震化について企業への啓発活動を行います。

3. 中小企業向け融資制度の充実

パワーアップ資金（防災）を始めとする県融資制度の周知をします。

また、(公財) あいち産業振興機構等の中小企業向け相談窓口の周知をします。

4. 東海地震に係る地震防災応急計画及び南海トラフ地震防災対策計画の作成の促進

東海地震に係る地震防災応急計画及び南海トラフ地震防災対策計画の作成を促進します。

5. テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組の促進

事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）の導入を企業へ呼びかけます。

6. 雇用の維持・確保への取組や情報発信の推進

経済建設部産業支援課

災害からの復旧復興における雇用対策として、主要経済団体に対する雇用の維持・確保要請の実施や、事業者に対する雇用継続のための各種助成制度等の周知を図ります。

- 自分らしく働く場所があり、産業が盛んな活気あるまちだと思える市民の割合 29.2%(2024)→37.8%(2031)

7. 産業活動の維持のための対策の検討

産学官連携により、被災後の産業活動の早期復旧や社会機能の回復のために必要な対策についての検討を継続的に実施します。

(4-2) 工場等の火災、有害物質等の流出対策

1. 有害化学物質の流出等の防止対策の推進

有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、企業における化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等の事前対策の強化に係る啓発や、大規模な出火や有害物質が流出した際の周知体制の強化を推進する。

2. 産業廃棄物飛散流出等防止対策の指導

災害時における産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透及び悪臭の発散の防止措置について、立入検査を通じて関係事業者に指導します。

3. 石綿飛散防止対策

経済建設部都市計画課

震災発生時の倒壊家屋等から、石綿（アスベスト）の除去等が適切に実施されるよう、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止に向けた対策を推進する。

●吹付けアスベスト分析調査費補助金の交付 0件(2024)→5件(2029)

4. 大規模災害時の環境面における市民の安心・安全の確保

大規模災害時における環境測定機能の維持対策を推進します。

(4-3) 農業の維持

1. 農業版 BCP の周知

農業経営体が集まる研修会や会議で、農業版 BCP に関する周知を図ります。

2. 農地や農業水利施設の整備

災害対応力強化等を図るため、農地や農業水利施設の整備を推進します。

(4-4) 農地等の維持

1. 地域住民等による農地や農業水利施設等の保全管理活動の支援

農業の有する多面的機能の低下を防ぐため、地域住民等による農地等の保全管理のための共同活動を支援します。

対策の柱5 社会インフラの被害軽減と早期復旧を図る

計画における対策目標5「情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる」に対応する市の取組です。

情報の収集・伝達、電力や燃料の供給停止対策、上下水道施設の機能維持など、社会インフラの被害軽減と早期復旧を図るための取組を実施します。

(5-1) 情報の収集・伝達

1. 多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築

行政経営部秘書広報課、市民生活部防災防犯対策課

Lアラートの適正運用のため、習熟操作研修を実施し、災害時における避難指示などの情報配信を迅速かつ効率的に実施します。

災害情報等を適時に市民に伝達するため、同報無線、豊明市ホームページ、メール配信、豊明市公式LINE、などによる情報発信を行います。

●市からの情報が足りていると思う市民の割合

55.3%(2024)→60.6%(2031)

●災害時の情報発信源となるSNSの閲覧登録者数

7,230人(2024)→15,000人(2031)

●豊明市メール配信サービス(防犯・防災情報)の登録者数 ※有効アドレスのみ

3,842人(2024)→4,500人(2030)

●災害時の情報発信源となるホームページへのアクセス件数

2,630,211件(2024)→2,800,000件(2031)

2. 洪水時における河川水位等情報提供の充実

経済建設部土木課

河川情報を必要とする箇所への水位計等の整備を行うとともに、設置済みの施設の維持管理を推進します。

●市管理の水位計の設置 6箇所(2024)→11箇所(2026)

3. 多文化防災の推進に向けた「愛知県災害多言語支援センター」等の活用周知★

市民生活部防災防犯対策課、共生社会課

言語、文化、国籍等の違いに関わらず災害時に互いに支え合う「多文化防災」の推進に向け、「愛知県多言語支援センター」の活用周知を図り、災害対策本部、県、地域の外国人キーパーソン等との連携や、外国人被災者の情報収集・情報共有の仕組み構築、多言語での情報提供等による外国人被災者支援の強化を図り

ます。

- 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるやさしい日本語や多言語による情報発信 0回(2024)→1回(2030)

4. 障害者の特性に応じた災害情報の提供体制の整備

災害その他の非常の事態の際に、障害のある人が必要な情報を取得できるよう、県、その他関係機関と連携し、家族や支援者の協力を得ながら、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備を図ります。

(5-2) 電力の供給停止対策

1. 重要施設への電力の臨時供給のための体制整備

災害発生時に電源車による電力の臨時供給が必要となる災害拠点病院や医療施設、防災関連施設等の重要施設のリストを更新し、電力事業者等と共有します。

2. 広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備

大規模停電・通信障害の早期復旧体制の強化を図るため、電力会社及び通信事業者と連携協定を締結し、災害時における早期復旧作業について連携・協力体制を構築します。

3. ライフライン関係機関との連携の推進

ライフライン関係機関との連絡を密にし、災害時の円滑な協力体制の確立を図ります。

4. 自立・分散型エネルギーの導入の促進等

経済建設部環境課

再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進します。

- 住宅用地球温暖化対策設備費（蓄電池・V2H）の補助制度活用件数 0件/年(2024)→60件/年(2028)

5. 避難所・防災拠点への再生可能エネルギー等の導入の促進

災害時の非常用電源として、電気自動車や燃料電池自動車の活用を促進します。

環境省の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」等の活用も含めて、災害時にもエネルギー供給が可能となるよう再生可能エネルギーの導入を促進します。

(5-3) 燃料の供給停止対策

1. 災害応急活動に従事する車両等への石油燃料の優先給油の推進

石油商業組合との「災害時の石油燃料の優先供給に関する協定」に基づき、災害応急活動に従事する緊急通行車両等の燃料確保に努めます。

2. 災害応急活動に従事する車両等の石油燃料の確保

災害時の燃料の供給拠点として整備した中核給油所等の燃料在庫の積み増しに関する石油商業組合との協定に基づき、その燃料を災害時の警察・消防車両等の燃料として確実に確保します。

3. 防災拠点の機能を維持するための燃料供給体制の確保

石油連盟との覚書に基づく情報共有を通して、市役所、公共施設に、災害時に燃料が円滑に運搬できる体制を整備し、臨時的、緊急的な燃料供給の体制確保に努めます。

4. LPガス確保のための体制の整備

県と（一社）愛知県LPガス協会が締結している、「災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書」の内容について、関係事業者に普及を図り、災害時におけるLPガスの確保に係る体制を整備します。

(5-4) 上下水道施設の機能維持

1. 上下水道施設の一体的な耐震化の促進★

経済建設部下水道課

浄水場・処理場等の最重要施設、医療施設や防災拠点など人命に関わる重要施設の機能維持のため、上下水道施設の一体的な耐震化を促進します。

流域下水道施設については、下水処理機能を確保するため、処理場施設の耐震化を推進するとともに、地震発生時にも通行機能を確保するため、マンホール浮上対策を進めます。

- 公共下水道施設の耐震化率（管路）※重要度の高い管きよの耐震対策
73% (2024) → 79% (2030)
- 公共下水道施設の耐震化率（人孔）※重要路線内人孔の耐震対策
18% (2024) → 100% (2029)

- 管きょやマンホールの点検調査区域数 1 区域(2024)→5 区域(2028)

2. 応急給水の体制強化★

トラックに積載した貯水タンクへの補水をスムーズにできる給水栓設備の設置や、災害用備蓄品の充実により、応急給水の拡充を図ります。

3. 流域下水道 BCP の充実

迅速な下水処理機能の回復を図るため、訓練等により流域下水道事業継続計画（流域下水道 BCP）の充実を図るとともに、自治体間や民間企業との連携強化を図ります。

4. 代替水源等の確保★

市民生活部防災防犯対策課

受水槽への蛇口の設置や代替水源となる善意の井戸等の確保に向けた取組等、被災時の生活用水等の確保を推進します。

- 危機時における災害時協力井戸による代替水源の確保を推進する。

58 箇所(2024)→61 箇所(2030)

5. 浄化槽の整備

経済建設部環境課

活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換及び既設の合併処理浄化槽の適切な維持管理（とりわけ少人数高齢者世帯）を促進する。

- 合併処理浄化槽設置補助件数 6 件(2018)→60 件/年(2028)
- 合併処理浄化槽維持管理補助件数 0 件(2024)→550 件/年(2028)

(5-5) 交通ネットワークの機能維持

1. 緊急輸送道路等の整備の推進★

経済建設部土木課、都市計画課

救急活動や物資輸送などを着実に実施するために緊急輸送道路等の整備を推進します。

- 道路での移動がスムーズだと思える市民の割合
68.8%(2024)→76.3%(2031)
- 歩行者等の交通安全対策の実施（整備予定年度：2019～2023）
5,880m(2023)→5,880m(2023)
- 道路舗装修繕の面積 7239 m²(2024)→12,500 m²(2027)

- 緊急輸送道路となる都市計画道路桜ヶ丘沓掛線（未整備区間）事業進捗率
0m(2024)→323m [2030]
- 緊急輸送道路となる都市計画道路大根若王子線（未整備区間）事業進捗率
0m(2024)→2,200m [2030]
- 緊急輸送道路となる都市計画道路平手豊明線（未整備区間）事業進捗率
0m(2024)→536m [2030]

2. 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化の推進★

経済建設部土木課

大規模地震時における通行機能を確保するために、緊急輸送道路等の橋梁について、耐震対策を推進します。

- 豊明市が管理する橋梁を含めた道路施設の健全度把握に係る定期点検の実施現状維持(2024)→現状維持(2030)

3. 無電柱化の推進

道路閉塞の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、無電柱化を推進します。

4. 鉄道施設の防災対策の促進（地震対策）

鉄道の安全・安定輸送を確保するため、高架橋等の鉄道施設に対する耐震対策を促進します。

5. 鉄道施設の防災対策の促進（風水害対策）

鉄道の安全・安定輸送を確保するため、電源等の重要施設を含む鉄道施設に対する浸水対策を促進します。

(5-6) デマ等の拡散への対策

1. 正確な情報発信

公式 SNS による正確な情報の発信を行っていきます。

2. 情報の真偽の確認

SNS 等により挙げられた情報の真偽を確認してから、救助活動を実施を行います。

対策の柱6 迅速かつ強靱な姿での復興を目指す

計画における対策目標6「社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する」に対応する市の取組です。

復興方針、復興体制の整備、災害対応・復旧復興を支える人材等の確保、災害廃棄物対策、生活再建など、本市が被災した場合に、迅速かつ強靱な姿での復興を目指すための取組を実施します。

(6-1) 復興方針、復興体制の整備

1. 事前復興まちづくりの取組の促進

経済建設部都市計画課

地域住民との協働による事前復興まちづくりの取組を促進させるため、事前復興の取組に関するガイドラインの策定等により、事前復興まちづくり計画の策定などを促進します。

- 気軽に外出でき、生活しやすいきれいなまちだと思える市民の割合

78.9%(2024)→83.8%(2031)

- 身近に自然に親しむことができる場所があると思える市民の割合

71.3%(2024)→75.9%(2031)

- 事前復興まちづくり計画等の策定完了率 0%(2024)→100%(2030)

2. 震災復興都市計画模擬訓練の実施

被災後、迅速かつ円滑に都市の復興を図るため、実効性のある内容に改善を図りつつ、震災復興都市計画模擬訓練を実施します。

3. 被災者の生活再建支援及び産業の再建支援に係る事前準備

被災者の生活再建及び産業の再建を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定めた被災者生活再建・産業再建支援マニュアルの適宜見直しを行い、実効性を高めます。

4. 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の推進

市民生活部防災防犯対策課

大震災発生時における暴力団等による復旧・復興事業への介入等を防止するために、官民が連携した暴力団排除活動を推進します。

(6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等の確保

1. 防災人材のネットワーク化の推進

市民生活部防災防犯対策課、共生社会課

地域で活動する防災人材のネットワーク化を図るため、防災リーダー研修会を開催するなど、防災リーダーやボランティアコーディネーター等と、地域で防災の役割を持つ人々（消防団、自主防災組織、民生委員等）との連携の機会を設けます。

- 町内会の加入率 69.9% (2024)→69.9% (2030)
- 防災リーダー研修の実施 1回/年(2024)→現状維持(2030)
- 豊明市（総合）防災訓練の実施 1回/年(2024)→現状維持(2030)

2. 災害中間支援組織との連携★

市民生活部防災防犯対策課

災害中間支援組織（「あいち広域ボランティア」）などの団体との平時からの市と多様な民間支援団体・組織等との協力体制確保に向けた連携づくり等を進め、災害時におけるNPO等との協力体制の整備等を図ります。

3. 防災ボランティア団体・NPO等との連携による人材育成の推進及び災害時ボランティア活動支援体制の整備

市民生活部防災防犯対策課、健康福祉部地域福祉課

とよあけ災害ボランティアネットワーク等のボランティア団体との連携強化を図りながら、訓練の実施や人材育成、災害時のボランティア活動の支援体制整備を推進します。

- 地域ボランティア人材育成研修等の開催完了率
年1回（社協）(2024)→現状維持(2030)

(6-3) 災害廃棄物対策

1. 災害廃棄物処理体制の構築

経済建設部環境課

市災害廃棄物処理計画に基づき、研修会の実施等により災害廃棄物対応能力向上を推進します。

また、国、県、民間事業者との連携を推進する等、災害廃棄物処理計画の実効性向上を図ります。

- 豊明市災害廃棄物処理計画の策定状況 策定済み(2024)→適宜見直し

2. 適正なフロンガスの回収・処理の促進

経済建設部環境課

業務用エアコン及び冷凍冷蔵機器から、フロンガスの回収・処理が適正に行われるよう必要な措置を行います。

(6-4) 生活再建

1. 被災建築物応急危険度判定士との連携と実施体制の整備

豊明市全庁

市内の被災建築物応急危険度判定士との連絡体制及び訓練等の実施により実施体制の整備を推進します。

- 被災建築物応急危険度判定士である市職員数
75人(2024)→100人(2030)

2. 被災宅地危険度判定士との連携と実施体制の整備

豊明市全庁

大規模な地震等の災害により被災した宅地について、二次災害の危険性を判断する被災宅地危険度判定士との連絡体制及び被災宅地危険度判定の実施体制の整備を推進します。

- 被災宅地応急危険度判定士である市職員数 51人(2024)→70人(2030)

3. 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立

豊明市全庁

市職員に対して、住家の被害認定調査や罹災証明書の交付に係る研修を実施し、家屋被害認定士として登録します。また、市町村の業務をサポートするための人的支援策を検討し、協定締結団体及び他都道府県からの応援を調整する機能を強化します。

- 愛知県家屋被害認定士である市職員数 51人(2024)→70人(2030)

4. 応急仮設住宅建設に係る体制の整備

経済建設部都市計画課

応急仮設住宅の建設候補地及び「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」の見直しを行うとともに、応急仮設住宅の建設に係る県との連絡体制の確認、候補地台帳の更新、模擬訓練を実施することにより、被災時の応急仮設住宅建設を円滑に実施するための体制の整備を推進します。

- 応急仮設住宅建設候補地の選定 3箇所 216戸(2024)→現状維持(2030)

5. 賃貸型応急住宅の提供に係る体制の整備

賃貸型応急住宅の提供に係る県の「賃貸型応急住宅対応マニュアル」により、県および協定締結団体へ周知し、体制の整備を推進します。

6. 被災住宅の応急修理に係る体制の整備

被災住宅の応急修理を的確かつ迅速に実施できる体制の整備を推進します。

7. 被災者生活再建支援金の支給への支援

生活再建に資するため、国及び市の被災者生活再建支援制度による支援金を支給する事業に対し、対象者に対する支援を行います。

8. 災害弔慰金等の支給に関する審査会等の設置★

市職員等に対する研修を通して、災害弔慰金等の支給に関する審査会等の設置し、支給事務を実施します。

9. 生活相談対応の充実

災害時の市民相談の迅速・的確な運営を確保するため、大規模災害時における市民相談の充実を図っていきます。

10. 災害に便乗した悪質商法等に関する注意喚起の実施

県消費生活総合センター等に寄せられた相談情報をもとに、災害に関連した消費者トラブルを取りまとめ、手口や対処法について、注意喚起情報等を発信します。

11. 災害ケースマネジメントの普及★

福祉関係者、NPO 等各専門的な知識を有する幅広い関係者と連携し、災害ケースマネジメントの体制整備を図ります。

12. 被災地における教育の支援★

文部科学省が構築を目指す、被災地における学びを確保するための教職員等の派遣の枠組み（被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST））を踏まえた応援教職員等の受援体制を進めるとともに、災害時における教育の実施を図ります。

13. 災害時における被災者の移動手段の確保

移動手段を失った被災者等に対して、協定を活用した車両の確保を行うなど、災害時における被災者の移動手段の確保をします。

14. 地震保険への加入促進

地震保険は、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなるため、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、その制度の普及及び県民の地震保険・共済への加入の促進を行います。

15. 地籍整備の推進

経済建設部都市計画課

被災後の迅速な復旧・復興を図るため、地籍整備を推進します。

- 地籍調査事業の推進 0km²(2024)→0.2km²(2030)

16. 所有者不明土地への対策

改正所有者不明土地法に基づく所有者不明土地対策計画作成制度等の活用を推進します。

(6-5) 長期にわたる浸水対策

1. 水の安定供給体制の確保

市民生活部防災防犯対策課

災害時協力井戸（善意の井戸）の水質検査等を継続的に実施し、異常濁水の発生時等において、地域の生活用水として適切に活用される体制を整備します。

- 災害時協力井戸（善意の井戸）の定期点検
20箇所／年(2024)→現状維持(2030)

(6-6) 文化財の保護

1. 文化財レスキュー台帳の整備

教育部生涯学習課

文化財レスキュー台帳の整備・充実を図ります。

2. 文化財の保護、耐震化等の推進

教育部生涯学習課

文化財の被害を抑えるとともに、見学者等の安全を確保するため、適切な周期での必要な修理、耐震診断、耐震補強工事や消火栓・放水銃等の整備、石垣等の地盤の崩落防止措置等を推進します。

対策の柱7 人材育成・連携・新技術の活用によって地域防災力を高める

計画における全ての対策目標に跨る県の取組です。

リスクコミュニケーション、人材育成、老朽化対策、産学官民・広域連携、デジタル活用など、地域防災力を高める取組を実施します。

(7-1) リスクコミュニケーション

1. 防災協働社会の推進

市民生活部防災防犯対策課

防災協働社会を形成するための取組を推進します。

2. アクションプランの普及・啓発を通じた各主体の取組の促進

市民生活部防災防犯対策課

本市の取組とともに、県、各家庭や事業者など様々な主体による防災対策の推進を図るため、とよあけ防災アクションプランの普及・啓発を促進します。

- 地域における防災講話の実施 各地域において講話を実施（2026）

3. 市民の防災意識の向上

市民生活部防災防犯対策課

市ホームページ、SNS、防災講話等を通じ、防災情報の発信を行い、市民の防災意識を高め、災害への備えを推進します。

- 地域における防災講話の実施 各地域において講話を実施（2026）
- 日頃から地域や家庭で防災対策をしている市民の割合
55.9%(2024)→63.0%(2031)

4. アクションプランのフォローアップ

市民生活部防災防犯対策課

計画の進捗の確認、対策の充実、各アクションの実効性の強化等、本市の防災対策における課題等について継続的に総括的な検討を行い、計画の推進を図ります。

5. 地域防災計画・防災マニュアルの充実

市民生活部防災防犯対策課

地域防災計画や避難所運営マニュアル等の防災マニュアルの見直しを実施し、整備を図ります。

- 災害の教訓を基にした地域防災計画の見直し

部分改定(2024)→全面改正(2027)

6. 自主防災組織の活動の活性化

市民生活部防災防犯対策課、健康福祉部地域福祉課、長寿課、こども保育課

防災リーダー研修会を実施するなど、自主防災組織の活動を活性化します。

- 福祉避難所開設訓練（搬送訓練を含む。）の実施
1回／年(2024)→現状維持
- 豊明市（総合）防災訓練の実施 1回／年(2024)→現状維持(2030)
- 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備 策定済み(2024)→適宜見直し
- 自主防災組織による活動カバー率 100%(2012)→現状維持(2030)

7. 国、県、防災関係機関、市民の連携による防災訓練の実施

市民生活部防災防犯対策課

防災関係機関相互の連携協力体制を確立し、災害応急対策の迅速化、的確化を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚を図る総合防災訓練を実施します。

また、豪雨想定での豪雨災害訓練を実施します。

8. 地震・風水害に係るハザードマップの更新等の整備

市民生活部防災防犯対策課、経済建設部土木課

地域住民の浸水意識の向上を図り、災害の際には迅速に避難できるようにするため、地震・風水害に係るハザードマップの更新等、整備をします。

- 洪水ハザードマップの作成・対応状況（境川） L2(想定最大規模降雨)
- 農業用ため池のハザードマップ作成箇所数 14箇所(2024)
- 液状化ハザードマップの作成完了率 100%(2013)→見直し(2026)
- 浸水想定区域(境川流域)における洪水を想定した情報伝達訓練及び避難訓練の実施※要配慮者利用施設も対象 1回／年(2024)→現状維持(2030)
- 土砂災害特別警戒区域における土砂災害に係る情報伝達訓練及び避難訓練の実施 1回／年(2024)→現状維持(2030)

9. マイ・タイムラインの普及促進

市民生活部防災防犯対策課

風水害により発生する浸水・土砂災害による人的被害を防止するため、マイ・タイムラインの普及促進を行います。

10. みずから守るプログラムの推進

市民生活部防災防犯対策課

県の実施するみずから守るプログラムにより、地域住民が手作りハザードマップ作成や大雨行動訓練等の参加への協力をし、水害の際に自主的に命を守る行動ができる住民層を育みます。

11. 南海トラフ地震に係る地震被害予測調査の実施

市民生活部防災防犯対策課

本市における地震防災対策の基礎資料とするため、南海トラフ地震被害予測調査を実施します。

●最新の見地による地震被害想定の見直し 0件(2024)→1件(2026)

12. 活断層に関する情報提供の実施

市民生活部防災防犯対策課

市内の活断層について市民に広く周知するため、ウェブページへの掲載や防災講話などで周知を図ります。

また、国による活断層長期評価の結果を市民に周知を図ります。

13. 災害教訓の伝承

市民生活部防災防犯対策課

歴史的な災害記録についての情報を、地域や学校などで学べるよう啓発し、災害教訓の伝承を図ります。

(7-2) 人材育成

1. 市職員への防災人材育成プログラムの実施

市民生活部防災防犯対策課

市職員に対する防災研修を体系的なプログラムで実施し、職員の防災意識の高揚及び災害対応能力の向上を図ります。

2. 職員に対する防災専門研修の実施

市民生活部防災防犯対策課

市職員に対して、様々な機関が実施する防災の専門的な研修会等への参加を働きかけていきます。

3. 災害対応能力強化のための実践的な防災訓練の実施

市民生活部防災防犯対策課

実践的かつ様々な方法を取り入れた図上訓練（ロールプレイング型、討議型等）を反復継続して実施し、検証を行い、災害対応能力を強化します。

4. 防災情報システムの運用

市民生活部防災防犯対策課

災害時に迅速かつ的確な災害情報の収集等が可能となるよう、システム研修等に参加し、システムの習熟を図ります。

- 愛知県防災システムの導入 導入済み(2024)→継続利用(2030)

5. 教職員研修の実施

市民生活部防災防犯対策課

各小・中学校において、防災に対する意識をより高めるための情報提供や避難所の運営など、教職員研修への防災研修を実施し、各教職員の防災意識の向上を図ります。

6. 高校生、大学生における防災人材育成の推進

市民生活部防災防犯対策課

高校生や藤田医科大学の学生を対象としたサポーター研修を実施し、学校や地域の防災力向上に貢献できる若き防災リーダーの育成を図ります。

- 高校生等防災サポーター研修による学生人材育成
33人／年(2024)→150人／年(2030)

(7-3) 老朽化対策

1. インフラの長寿命化計画等に基づく老朽化対策の推進

各施設管理者、公共施設管理課

インフラ施設が災害時において機能するよう、長寿命化計画等に基づくメンテナンスを推進します。(公共施設、道路、下水道、都市公園)

- 公共施設が適切に維持管理されていると思う市民の割合
59.6%(2024)→69.0%(2031)
- 公共施設が適切に維持管理されていると思う職員の割合
71.6%(2024)→78.7%(2031)

(7-4) 産学官民・広域連携

1. 産学官民の連携体制の強化

大学等の研究組織と連携しながら、地震など大規模自然災害への対策に関する調査・研究を行い、市内の中小企業や大企業、住民等に広く情報発信、教育・

普及啓発する。また、実際の防災・減災対策において、得られた研究成果の活用を図っていきます。

2. 広域的な応援体制の充実

広域連携・支援体制の確立のため、広域連携の取組を推進します。

(7-5) デジタル活用等

1. デジタル技術を活用した災害対応力の向上

行政経営部情報システム課、市民生活部防災防犯対策課、税務課、債権管理課

災害情報収集にあたって、GIS（地理情報システム）やドローンを始めとしたデジタル技術を活用したシステムを導入し、災害対応における機動性や確実性の強化を図ります。

- オンラインや窓口で行政手続き等をするとき、手続き等がスムーズにできると思う市民の割合 64.4%(2024)→68.6%(2031)
- オンライン（電子申請届出システム）の利用件数 9,974件→18,900件(2031)
- 大規模地震を想定したデジタル庁内の防災訓練（年1回以上）の実施率 0%(2024)→100%(2030)
- 被災者支援システムの導入 0件(2024)→1件(2030)

2. 避難所システム等の推進

避難所システム等のデジタル化を推進し、市民及び職員の負担軽減に努めます。

とよあけ防災アクションプラン
2026年5月策定
